

【ポスター発表】

更生保護と関連領域との効果的な連携のあり方に関する一考察**ー保護観察官にソーシャルワークを担うことができるかー**

○福島学院大学 北本明日香 (会員番号 006074)

キーワード：保護観察官，専門性，ソーシャルワーク

1. 研究目的

犯罪をした者（以下、事犯者と略）に対する再犯防止と社会復帰に向けた支援は、更生保護関係者の中では、「司法と福祉の連携」という表現で論じられてきたが、具体的には司法・医療・保健・社会福祉機関・民間団体等との連携が期待されている。また、行政の動向をみると2012年7月、犯罪対策閣僚会議において「再犯防止に向けた総合対策」が決定され、各省庁相互の役割が示され実施されている。2016年12月には「再犯の防止等の推進に関する法律」が成立し、刑務所等を出所した人への取り組みを国と自治体の責務として明記している。これら主だった経過をみるだけでも、再犯防止等の対策を司法領域と関係機関等との連携で、総合的かつ具体的に実施することが示されている。

本発表では、まずは更生保護の代表的な担い手である保護観察官の専門性に着目し、特に司法領域における「ソーシャルワーク」といった表現で示されている内容を検討し直し、社会福祉におけるソーシャルワーカー(相談援助職)に着目して、更生保護と関連領域との効果的な連携のあり方を見出す考察をした。

2. 研究の視点および方法

本発表は既存の文献と行政資料および論文検索サイト CiNii から、主に「保護観察官」「専門性」「更生保護」をキーワードに検索して得られた文献をもとにした研究である。担い手・職務の専門性に関する検討にあたっては、各々の職務・役割を発揮する根拠となる独自の制度的基盤や社会的使命に関する位置づけ等から捉えている。

3. 倫理的配慮

文献研究であるため、個人情報を伴うアンケート・インタビュー調査など、研究機関内外の倫理委員会等における承認手続きが必要となる調査には該当しないが、文献を引用する際には一般社団法人日本社会福祉学会の研究倫理指針を厳守した。

4. 研究結果

保護観察官の専門性をめぐる論議について、瀬川は「昭和30年代に入り保護観察官は処遇の専門家としての知識・技術を獲得することに積極的な姿勢をみせていた。(中略)なかでも最も保護観察官に影響を与えたのはC・ロジャースの非指示的カウンセリング理論

であった。(中略) 観察官の間でも面接技法の講習などが盛んとなり、実際の処遇場面でも対象者に接する観察官の態度に一定の進歩がみられたといわれる」と述べている(瀬川 1987: 367)¹⁾。また、1970年代中頃には、社会福祉援助技術の方法を援用する立場が現れ、例えば清水は『保護観察ケースワークに関する研究』(1975)を刊行し、「保護観察は広くソーシャルワーク＝社会福祉事業の方法(たとえば、ケースワークに限らずグループワーク、カウンセリング、グループカウンセリングなど)を志向するものと言うこともできたであろう」と述べている(清水 1974: 16)²⁾。1980年代に入ると、保護観察官の専門性の確立に向けた実践報告が多くみられるようになる。鈴木は、保護観察官の専門性について「保護観察官の職務の中心をなし、その特質となっているのは、犯罪者・非行者の改善更生を助ける仕事(本人や家族などに対するケースワーク、グループワークの営み)や犯罪・非行を防止する仕事(コミュニティワークの営み)であり、それに必要な各般の知識や技術を習得することが求められている」と述べている(鈴木 1989: 1)³⁾。保護観察官による事犯者への処遇の方法をソーシャルワークであるとした場合、本来の社会福祉援助技術と同等に果たし得るものとして論じているのであろうか。他に、藤森(1988: 6)⁴⁾と鈴木(1989: 3)⁵⁾は、保護観察官の職務をグリーンウッド(Greenwood)の「専門職の属性」(1957)に照らし、どの要件も満たしていないように思われると述べている。しかし、保護観察官は社会内処遇の専門家であり、事犯者の再犯防止と社会復帰の促進に向けた処遇を行っている。グリーンウッドの5つの「専門職の属性」を保護観察官の専門職として社会的な位置づけを社会福祉専門職と同じ次元で論じてよいのか、妥当性に疑問が残る。近年、「再犯防止に向けた総合対策」において、刑務所等で薬物事犯者へのグループワークを実施すると示され、未だ社会福祉援助技術が求められている。

5. 考察

保護観察官の専門性をソーシャルワークとするのであれば、それはソーシャルワークを現象的機能のみでそうした用語を用いているのであろうか。保護観察官をはじめとする更生保護の専門家の役割は、基本的に事犯者の再犯防止と社会復帰の促進であり、そこから必要とされる医療・保健・社会福祉機関・民間団体等の各制度との連携は、それを担いうる社会福祉専門職であるソーシャルワーカーを媒介とした連携の体制づくりを展開することが求められる。

1) 瀬川晃(1987)「保護観察官制度の現実と問題点」『同志社法學』39(3/4), 367.

2) 清水義恵(1975)『保護観察ケースワークに関する研究』法務総合研究所.

3) 鈴木昭一郎(1989)「保護観察官の専門性について」『更生保護と犯罪予防』23(4), 1.

4) 藤森晋一(1988)「保護観察官の専門性の確立を目指して」『更生保護と犯罪予防』23(2), 6.

5) 前掲3), 3.